

松江市告示第 135 号

松江市交通指導員設置要綱（平成 17 年松江市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 22 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後				改正前			
様式第2号(第8条関係)				様式第2号(第8条関係)			
<b>松江市交通指導員勤務報告書</b> 年 月				<b>松江市交通指導員勤務報告書</b> 年 月			
地区 氏名 _____				地区 氏名 _____ 印			
◇街頭指導場所				◇街頭指導場所			
①		③		①		③	
②		④		②		④	
日	曜日	街頭指導	備考(気づいた点など)	日	曜日	街頭指導	備考(気づいた点など)
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 松江市交通指導員設置要綱

平成 17 年 3 月 31 日

松江市告示第 26 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、交通指導員（以下「指導員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定め、もって交通安全運動の推進を図り、住民の交通安全の保持に努めることを目的とする。

## (委嘱及び任期)

第 2 条 指導員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 松江市内に住所を有する者
- (2) 交通安全に対する理解及び指導員活動への熱意を持つ者
- (3) 地区交通安全対策協議会から推薦のあった者

2 指導員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (職務)

第 3 条 指導員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区住民に対する交通安全思想の普及徹底及び交通安全の街頭指導
- (2) 交通安全関係機関の実施する事業への協力
- (3) 市長が定める勤務計画に基づく業務への従事
- (4) その他市長が必要と認める業務

## (定数)

第 4 条 指導員の定数は、120 名以内とする。

## (謝金)

第 5 条 指導員には、謝金を支給する。

## (指導員証の交付)

第 6 条 指導員の身分を証するため、交通指導員証（様式第 1 号）を交付する。

## (被服等の貸与)

第 7 条 市長は、指導員に対し、被服及び装備品（以下「貸与品」という。）を貸与する。

- 2 前項の貸与品の品目及び員数は、別表のとおりとし、貸与期間は、指導員の委嘱期間とする。
- 3 指導員は、その職を退いたときは、貸与品を速やかに市長に返還しなければならない。

## (勤務)

第 8 条 指導員が職務に従事するときは、指導員証を携帯し、貸与品を着用しなければならない。

2 指導員は、松江市交通指導員勤務報告書（様式第 2 号）を次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 4 月から 6 月分まで 7 月 5 日
- (2) 7 月から 9 月分まで 10 月 5 日
- (3) 10 月から 12 月分まで 1 月 7 日
- (4) 1 月から 3 月分まで 4 月 5 日

(警察官の参与)

第9条 指導員制度の運営について必要があるときは、島根県警察官を参与させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月5日松江市告示第329号)

この告示は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日松江市告示第46号)

この告示は平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日松江市告示第48号)

(施行期日)

1 この告示は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の松江市交通指導員設置要綱(以下「新要綱」という。)別表の規定は、この告示の施行の日以後に新要綱第7条の規定により被服及び装備品を貸与される指導員について適用する。

附 則 (平成23年8月18日松江市告示第397号)

この告示は平成23年8月18日から施行する。

附 則 (平成26年4月28日松江市告示第230号)

この告示は平成26年4月28日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日松江市告示第104号)

この告示は令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日松江市告示第135号)

この告示は令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

貸与品目及び員数

【男性交通指導員用】

品 目		員 数
合 冬 服	上衣	1
	ズボン	1
	ネクタイ	1
	ベルト	1
	帽子（男性用）	1
	帽子カバー	1
	ワッペン（黒）	1
夏 服	ズボン	1
	長袖カッターシャツ	2
	半袖カッターシャツ	2
雨衣		1
外套 <sup>とら</sup>		1

【女性交通指導員用】

品 目		員 数
合 冬 服	上衣	1
	ズボン	1
	ネクタイ	1
	ベルト	1
	帽子（女性用）	1
	帽子カバー	1
	ワッペン（黒）	1
夏 服	ズボン	1
	長袖カッターシャツ	2
	半袖カッターシャツ	2
雨衣		1
外套 <sup>とら</sup>		1

【装備品】

品 目	員 数	品 目	員 数
警笛	1	警笛吊紐	1
白手袋	1	防寒手袋	1
バッチ	1	腕章	1
指揮棒	1	交通指導員手帳カバー	1

様式第1号 (第6条関係)

交通指導員証

委嘱期間

年 月 日から

年 月 日まで

写真

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記のものは松江市交通指導員であることを証する。

年 月 日

松 江 市 長

# 松江市交通指導員勤務報告書

年 月

地区	氏名
----	----

◇ 街頭指導場所

①	③
②	④

--

日	曜日	街頭指導	備考（気づいた点など）	日	曜日	街頭指導	備考（気づいた点など）
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				31			

◇今月の街頭指導で気づいたことがあれば記入してください。


◇街頭指導ができなかった事情があれば記入してください。

1 病気・ケガ	2 家庭・仕事の都合	3 その他

◇市への要望事項等があれば記入してください。
